

日南町告示第 1 号

令和 6 年第 1 回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 月 5 日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和 6 年 1 月 12 日

招 集 場 所 日南町役場庁舎 議場

付 議 事 件

1. 字の区域の変更について
2. 日南町国民健康保険税条例の一部改正について
3. 日南町手数料条例の一部改正について
4. 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 8 号）
5. 令和 5 年度日南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
6. 令和 5 年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
7. 日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて

○開会日に応招した議員

高 橋 洋 志君
荒 金 敏 江君
岩 崎 昭 男君
櫃 田 洋 一君
山 本 芳 昭君

荒 木 博君
岡 本 健 三君
大 西 保君
近 藤 仁 志君

○応招しなかった議員

な し

令和 6 年 第 1 回（臨時）日 南 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 6 年 1 月 12 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 1 月 12 日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 字の区域の変更について
- 日程第 4 議案第 2 号 日南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3 号 日南町手数料条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 令和 5 年度日南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 6 号 令和 5 年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 7 号 日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて
- 日程第 10 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 字の区域の変更について
- 日程第 4 議案第 2 号 日南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3 号 日南町手数料条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 令和 5 年度日南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 6 号 令和 5 年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 7 号 日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて
- 日程第 10 議員派遣の件

出席議員（9 名）

2 番 高 橋 洋 志君	3 番 荒 木 博君
4 番 荒 金 敏 江君	5 番 岡 本 健 三君
6 番 岩 崎 昭 男君	7 番 大 西 保君
8 番 櫃 田 洋 一君	9 番 近 藤 仁 志君

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 浅 田 雅 史君 書記 倉 光 祐 希君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中 村 英 明君	副町長	角 井 学君
教育長	青 戸 晶 彦君	総務課長	實 延 太 郎君
建設課長	渡 邊 輝 紀君	住民課長	高 柴 博 昭君
福祉保健課長	出 口 真 理君	教育次長	段 塚 直 哉君
教育課長	三 上 浩 樹君		

午前 9 時 0 0 分開会

○議長（山本 芳昭君） 明けましておめでとうございます。皆様には健やかに新年をお迎えになられたこととお喜び申し上げます。

令和 6 年の初議会を招集いたしましたところ、全議員出席をいただき、誠にありがとうございます。本年も議会運営に格別の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席は 9 名であります。定足数に達していますので、令和 6 年第 1 回日南町議会臨時会を開会します。

本日の会議に先立ち、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震関連で 2 0 0 人を超す方が亡くなられ、現在も多くの安否不明者の捜索が続いています。日南町議会は、ここに謹んで黙禱をささげ、哀悼の意を表したいと思います。

○事務局長（浅田 雅史君） 黙禱を行いますので、全員御起立ください。

黙禱。

〔全員黙禱〕

○事務局長（浅田 雅史君） 黙禱を終わります。全員着席ください。

○議長（山本 芳昭君） 本日の議事日程は、タブレットの日程ファイルのとおりです。

タブレットの令和 6 年度第 1 回臨時会フォルダーの報告書フォルダーから説明員の報告ファイルをお開きください。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は、報告書のとおりです。

次に、例月出納検査ファイルをお開きください。

本町の監査委員から、令和5年12月19日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果については、報告書のとおりです。

次に、議員派遣の報告ファイルをお開きください。

本日までに議長において決定した議員派遣の件については、報告書のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、日南町議会会議規則第125条の規定により、議長において、3番、荒木博議員、4番、荒金敏江議員の2名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで、執行部から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 新年、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、先ほどありましたけれども、能登地方での大規模な地震によりまして亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

直ちに、政府あるいは全国知事会、関西の広域連合の対応を踏まえまして、鳥取県のほうの対応ですが、石川県の志賀町をカウンターパートとして支援することとなっております。志賀町ですが、輪島市の南に位置しておりまして、人口が約1万8,000人というふうに聞いておりますが、この町を、これから様々な支援が必要という形の中で、鳥取県と連携を取りながら応援の体制を整えていきたいというふうに思っております。

現時点ではありますが、支援の内容を若干お知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

人的な支援のほうですけれども、職員の1名、1月の18日から派遣をする予定にしております。避難所の運営でありますとか、支援物資の仕分等が主な内容ということで

聞いております。また、保健師のほうですけれども、避難所等の健康管理が主体でありますけれども、現在進んでおりますが、本町からは3月以降の派遣の予定となっております。

2つ目の物的の支援のほうでございますが、県からの要請によりまして提供していきたいというふうに思っております。現在、準備を進めておるところでございます。特に現時点では何をというようなところはまだ情報として入っておりませんが、これから順次そういうことも起こり得るというふうに思っております。

また、義援金のほうでございますが、1月の4日から義援金募金の募金箱のほうを設置しております。庁舎内も役場がそうですし、また、ほほえみの里、あるいは病院、日南福祉会のほうにも募金箱を設置しておりますので、町民の皆さんの御支援のほうをお願いを申し上げたいというふうに思っております。

また、町内への避難者希望というところがもしあるようでしたら、前向きに支援してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、一刻も早い復旧、復興を願いたいというふうに思っております。

さて、話のほうは替わりますが、今年のえとがたつ年というところでございます。2024年、本年ですが、60年に一度のきのえたつという年でもあります。一般的に竜のほうは唯一空想上の生き物で、十二支の中で最も縁起のよいえととされております。運気が上昇しまして夢がかないやすい年と言われております。過去を振り返ってみますと、東京オリンピックが1964年ですが、新幹線の開業もあっております。また、青函トンネル、瀬戸大橋の開業もこの年でありました。東京のスカイツリーの開業が2012年でございますので、そういったところもこういった年になっております。また、一方では、たつ年は政治の大きな変化が起きることが多い年と言われておりまして、1976年のロッキードの汚職の事件でありますとか、その後のリクルート事件もたつ年でございました。総じて申し上げますと変革の年と言えるのではないのかなというふうに思っております。

また、元日の大規模地震、あるいは2日の羽田空港での空港事故もありました。そういったスタートとなりましたけれども、成長、夢、希望等につながる年になることを願うばかりでございます。

最後でございますが、本臨時会に、字の区域の変更、条例の一部改正が2件、補正予算が3件、人権擁護委員の候補者の推薦についてということで、以上7件、上程をさせていただきます。御承認いただきますようお願い申し上げますとともに、本年が町にとって成長する年となるよう、一生懸命頑張っていきたいと思っております。また、町民の皆さんの御健康、御多幸を御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） タブレット議案書ファイル 2 ページをお開きください。

日程第 3、議案第 1 号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 1 号、字の区域の変更についてということで、次のとおり字の区域を変更することにつきまして、地方自治法第 260 条第 1 項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、印賀地区におけます県営土地改良事業に伴いまして、印賀地区の字の区域を変更することについて、本議会の議決を求めるものでございます。大きく 3 地域といいたいでしょうか、図面のほうを御覧いただければより分かりやすいのかなというふうに思っておりますが、変更区域の大きく 3 つ、3 か所あります。最初でございますが、上ヶ原下モ堀というところと上ヶ原上ミノ堀というところ、真弓ノ木の一部を、この字名を投芝に変更するものが一つであります。2 つ目ですが、若子原上ミ堀の一部を鉄穴谷大道下タに変更するものと、もう一つは、若子原下モ堀と若子原下堀井手上へ、そして鉄穴谷大道下タの一部を若子原上ミ堀という名称に変更するものでございます。3 か所目ですが、大原下モノ堀りの一部を大原上ミ堀りに変更する。そしてもう 1 点は、大原上ミ堀りの一部を大原下モノ堀りに変更する内容でございます。図面等、御確認いただければというふうに思っております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 私のほうからは、詳細につきまして、説明のほうをさせていただきます。

最初に、議案書ファイルのタブレットページ、5 ページのほうを御覧いただければと思います。令和元年度から進めてまいりました県営土地改良事業の印賀地区の第 1 から 3 工区の位置を示しております。

次に、タブレットの 6 ページには、そちらの拡大した位置を示しております。北側から、図面 2 の箇所が第 1 工区、図面 1 の箇所が第 2 工区、図面 3 の箇所が第 3 工区となります。また、第 2 及び第 3 工区が大字でいいますと印賀、第 1 工区が宝谷となります。

今回、区域を変更する字につきましては、令和 5 年 12 月 1 日現在の地番によりますが、最初に、7 ページを御覧ください。変更する区域につきましては、緑色の斜線で示しております。宝谷字上ヶ原下モ堀 1 の 1、2 の 1、3 から 5 まで及びこれらと一体をなす町有地の一部、それから、宝谷字上ヶ原上ミノ堀 34 から 39 まで、45 の 1、46 の 1、47 の 2、48 の 3、49 の 1 及びこれらと一体をなす町有地、それから、宝谷字真弓ノ木 50 の 1 を、これらを宝谷字投芝へ取り込む変更となります。変更後の字界につきましては、赤線で示したとおりでございます。なお、8 ページには取り込んだ換地後の図面を示しております。

次に、9 ページを御覧ください。印賀字若子原下堀井手上へ 1 7 5 5 から 1 7 5 8 ま
で及びこれらと一体をなす町有地並びに 1 7 5 9 と一体をなす町有地の一部、それから、
印賀字若子原下モ堀 1 7 7 7、1 7 7 8 の 2、1 7 7 9 の 1、1 7 8 3 の 1 の一部、1
7 8 6 の 1 の一部、1 7 8 7 の一部及びこれらと一体をなす町有地以外の区域、それか
ら、印賀字鉄穴谷大道下タ 1 7 8 8 の一部、1 7 8 9 の 1 から 1 7 8 9 の 3 までの一部
及びこれらと一体をなす町有地並びに 1 7 8 9 の 4 と一体をなす町有地の一部を印賀字
若子原上ミ堀へ取り込む変更となります。

また、印賀字若子原上ミ堀 1 7 8 3 の 1 の一部、1 7 8 6 の 1 の一部、1 7 8 7 の一
部及びこれらと一体をなす町有地、それから、印賀字鉄穴谷大道下タのうち 1 7 8 8 の
一部、1 7 8 9 の 1 から 1 7 8 9 の 3 までの一部及びこれらと一体をなす町有地並びに
1 7 8 9 の 4 と一体をなす町有地の一部以外の区域を印賀字鉄穴谷大道下タへ取り込む
変更となります。1 0 ページには取り込んだ換地後の図面を示しております。

次に、1 1 ページを御覧ください。印賀字大原上ミ堀り 2 0 5 0 の 1 の一部及びこれ
と一体をなす町有地並びに 2 0 4 9 の一体をなす町有地の一部を印賀字大原下モノ堀り
へ取り込み、印賀字大原下モノ堀りの 2 6 4 の 1 の一部、2 6 8 から 2 7 0 までの一部
及びこれらと一体をなす町有地は、印賀大原上ミ堀りへ取り込む変更となります。1 2
ページには取り込んだ換地後の図面を示しております。

以上、土地改良事業によります圃場整備において、区画の整理、関連します水路、農
道の区画を変更するに当たり、字の区域の変更をお願いするものであります。よろしく
お願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 3、議案第 1 号、字の区域の変更についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 1 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

日程第 4 議案第 2 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 1 3 ページ。

日程第 4、議案第 2 号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題としま

す。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第2号、国民健康保険税条例の一部改正について。次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですけれども、本町におけます国民健康保険税の算出の方法につきまして、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に切り替えるため、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

この経過につきましては、日南町国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を踏まえまして、令和6年度から資産割のほうを廃止して、所得割、均等割、平等割の3方式で課税をするものでございます。基礎分であります医療費分と後期高齢支援金分、介護納付金分それぞれにつきまして、同じ3方式で行うものでございます。国民健康保険税の算出の方法につきましては、資産割の保険税を、減少分のほうを所得割のほうに全て配分するという内容でございます。つまり均等割、平等割のほうは従来と同じ金額で行うものでありますので、一般的に総じて申し上げますと、低所得層のほうに影響が少ない配分と言えるというふうに思っております。

施行期日ですが、令和6年の4月1日からでございます。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 今回、大きく変化点が出ました。資産割をなくして3方式ということで。基本的には私は全協でもお聞きしましたんでいいんですが、町長のお考えとか、その辺をちょっと確認したいんですが、一つは、県内の全ての市町村の表が出ておりまして、全協のときに、医療部分、支援金部分、介護部分ということで、その4方式、そして1人当たりの調定額という形の表が出ております。そこで一番気になったのは、今回は資産は全て所得のほうにという方針で運営協議会で答申されたので、それはそれでいいんですけども、私、その中で、特に支援金部分の中の所得割が今回、従来3.1から0.6上がって3.7になるんですが、これはほかの市町村を見ますと日南町が県トップになるんですが、2位は日野町です。0.1違うんです。その辺のことを、町長は運営協議会の資料を見ておられないかも分かりませんが、言いたいのは、日南町は高齢者も多い。それで、もう一つは、介護のほうの保険料率も10段階あるわけですけども、そうした中で、日南町、よく頑張ってるなと思ってるわけですよ。その中で、特にこの支援金部分だけが県トップになるので、日南町、いいですよ、国保も介護保険の関係もこういう位置づけだという思いを持っておったんですけども、ちょっとここを見たときふと思ったので、その辺の町長のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現状から申し上げますと、資産割っていうパーセンテージが日南町の場合は他町と比較してといいましょうか、全体的に高い比率が現状になっております。先ほど説明しましたように、これをゼロにするっていう話ですので、いずれにしても、所得割のほうに配分を回すっていうことで、結果的には御指摘の3.7という話になっております。考え方で、平等割あるいは均等割っていうところの区分もありますので、そこに、どういいましょうか、固定資産分のほうを回すという考え方もあろうかというふうに思っておりますが、全体的な捉え方として、今回は国民健康保険のほうですけれども、社会保険だとか、そういったところからいくと、基本的に所得割っていうところの中で整理をする流れがあるっていうふうに思っておりますので、結果的には御指摘の県下でいくと高くなるというふうには思っておりますけれども、そこは御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） そこで、今回、聞きますと、従来と新年度の税額の差が、納入する場合に上がる方と同等と下がる方というんですが、特に問題は上がる方、聞けば25%の方が、4分の1の方が上がるということですが、こういった方に対しての広報的なものは何か、これから申告があって、計算して、大体通常6月、7月に各家庭に通知が行くわけですけども、今日はもう1月ですけども、こうなりますよという何かお考えはあるんでしょうか。特に、下がる方は喜びますし、よかったなとなるんですけども、上がる方に対しての何かこうなりますよというような文書であるとか、その辺のことは考えておられませんかでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回、1月に、本日お願いしたっていうところは、早めにそれこそ住民の皆さんにお知らせをする機会を、期間をつくりたいということもありまして、お願いをしたという経過であります。御指摘のように、住民の皆さんには変更が大きいところがありますので、何らかの形の中で、PRっていいましょうか、情報の発信はしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） もう1点だけ。県の中で、東部のほうはほとんどもうゼロ%、資産のそこはなっておるわけですけど、あと中部の一部と、西部地区が大半ですけども、日野3町とした場合に、江府、日野の考えとか、率とかいうのは、日南町と同じような形のお考えでされておるのかは、もし情報があれば教えてください。なければ結構です。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 江府町につきましては、段階的に資産割を廃止されて、所得割を上げていかれるということで、来年には資産割がなくなるということで話は聞いて

ております。日野町におかれましては、今、検討をされているってということで、6年度に間に合うか間に合わないか、7年度以降になるかっていうところで話をしております。あと、西部につきましては、順次廃止をされるってところで課長会では話を聞いております。全部が全部というところではありませんが、今後、3方式ってということで、県内、統一を図っていくという方向でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） まず、確認ですけれども、これ、保険料率が変わるんですけれども、1人当たり調定額はこれまでと同じ据置きという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 1人当たりの平均の保険料率、税率のほうは同じになるように計算のほうをしております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 据置きということで、それで、資産割がなくなる分を所得割で補っていくというやり方ということですね。

それで、あともう一つ確認ですけれども、住民の方へ知らせるのに広報ということだったんですけれども、特に保険料が試算ですと最大で5万円程度ですね、年間、1割以上上がる方もおられます。そういった方だけではなくて、全員がいいとは思うんですけれども、個別に書面を送ったりとか、幾ら上がりますよというようなことはされないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、国民健康保険料の所得割っていうところは本人の所得の変動にも関わってきますので、お知らせと同時に問合せっていうか、私はどげんなるみたいなのところの問合せがあるケースもあるというふうに思っておりますので、そういったところには丁寧に説明させていただきながら、御理解をいただくように、説明のほうはしっかりしていきたいというふうに思ってます。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第2号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第 5 議案第 3 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 15 ページ。

日程第 5、議案第 3 号、日南町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 3 号、日南町手数料条例の一部改正について。次のとおり日南町手数料条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び戸籍法の一部を改正する法律によりまして、日南町の手数料条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、3 点の説明をさせていただきます。1 つ目ですが、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍及び除籍の謄抄本を請求のほうができるようになるものでございます。広域の交付ということでありまして。2 つ目ですが、戸籍あるいは除籍の電子証明書提出用の識別符号の発行によりまして、行政機関におけます戸籍の届出における戸籍の謄抄本の添付を省略のほうが可能となるものでございます。3 つ目ですが、手数料につきましては、全国統一で定めるために、戸籍電子証明書提供用識別符号につきましては 400 円、除籍のほうの電子証明書提出用の識別符号につきましては 700 円ということで開催をするものでございます。

施行の期日ですが、この条例は、令和 6 年の 3 月の 1 日から施行ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） まず、本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍を発行できるようになるということで、ですんで、私なんかもまだ本籍が神奈川県にあるものですから、戸籍証明書が必要な場合には郵送で頼んでいるわけですが、それが日南町でも取れるようになるということで、その変更としては、使いやすくなると思います。

それで、国の資料を見ると、法務省の機関に問い合わせ発行する、法務省のシステムですかね、戸籍情報連携システムに問い合わせ発行をするという、連携して発行するというような資料になっておりますけれども、これをやるために、日南町のシステム変更というのはこれから計画されているというふうに考えればいいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） システム改修のほうは既にもう終わっております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） これまでに出てたということですね、予算で。分かりました。それは確認いたします。

それと、先ほど電子証明書の発行ということがあったんですけども、これ、ちょっと私の資料が古いかもしれませんが、法務省のほうだと広域化は３月１日からということになってるんですが、電子証明書のほうは今後の予定というふうになってまして、これがいつからできるのか、３月１日から同時にできるのかどうかということと、それと、具体的にどういった形でその電子証明書が交付されるのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） まず、広域交付につきましては、３月１日からということですが、識別符号につきましては、まだ日程のほうが決まっていないというところでございます。

それから、その物自体、識別符号についても、どういう形のものというのか、実際、物を出すっていうところについてもまだ定まっていないところでございます。法律のほうが決まったというところで、広域交付と併せまして、手数料条例、今後なっていくに当たって定めたところでございます。

それから、どういうところに出されるのかというところにつきましては、その識別符号を持っておられて、持っていかれたら、戸籍謄本とか出される公的機関にそれを交付しなくていいということになりますので、例えば年金事務所に戸籍を提出しないといけないというところでありまして、その識別符号を持っていければ、戸籍の謄本が不要になるというところがございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） その電子証明書の符号のほうは、まだ未定ということで、分からないのであればしょうがないですけども、イメージとして、じゃあやっぱり何かしらパスワードを例えば封筒に入れて、そういったものを渡されて、それを所定の機関に持っていくというイメージなんですかね。申込みをしておけば自動的に電子的にはかの所定の機関にその情報が送られて、それで済むというようなものではなくて、やっぱり何かのものを発行してもらって持っていくという、そういう形になるという理解でいいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） どういう形になるのか、ちょっと自分のほうもまだイメージがつかないですけども、証明書にＱＲコードみたいなものがついてるのか、ＩＣカードに入れてという形なのかということについてはちょっとまだ分かりませんが、本人さんにそれを交付して、本人さんが公的機関に持っていくというものでございます。すみません。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 5、議案第 3 号、日南町手数料条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 4 号 から 日程第 8 議案第 6 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 20 ページから。

日程第 6、議案第 4 号、令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 8 号）、日程第 7、議案第 5 号、令和 5 年度日南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 8、議案第 6 号、令和 5 年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上、令和 5 年度補正予算関係 3 議案を一括議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 4 号、令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,095 万 7,000 円を追加して、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 9,533 万 5,000 円とする内容でございます。

今回の補正の趣旨でございますが、デフレ完全脱却のための国の総合経済対策として、低所得の子育て世帯等の負担を軽減するため、緊急支援交付金を速やかに給付する予算を主としまして、既存事業の実績見込みにより増額補正をお願いする内容でございます。

具体的な補正の内容でございますが、最初に、歳入のほうでございます。国庫支出金としまして 2,018 万 9,000 円ということであります。内容ですが、物価の高騰対応緊急支援給付金事業交付金としまして 2,012 万 6,000 円、補助率で申し上げますと 10 分の 10 でございます。デフレ脱却のための国の経済対策に基づきます低所得の子育て世帯等の給付金事業に係る財源でございます。そして、2 つ目ですが、その他の国庫補助金としまして、いわゆる未熟児の養育事業費の国庫負担金が 6 万 3,000 円、補助率が 2 分の 1 でございます。歳出の事業実績の見込み増に伴います財源措置の増額でございます。

続きまして、繰入金ですが、33 万 2,000 円ということで、財源不足を補うための財政調整基金からの繰入金を増額するものでございます。

歳出のほうでございますが、民生費として、民生一般管理事務 1,980 万 2,000 円

でございます。先ほど歳入のほうで申し上げましたけれども、デフレ脱却のための国の総合経済対策に基づきます低所得の子育て世帯等の負担を軽減するため、対象となる方に給付金を給付するものでございます。次に、民生費の中の介護保険事業であります。62万5,000円ということで、介護保険の特別会計の繰出金の増額でございます。

続きまして、衛生費ですけれども、母子健診の相談指導事業ということで53万円、未熟児の養育事業の実績見込みの増に伴う増額をお願いする内容でございます。

以上、議案4号につきましての説明は終わります。

続きまして、議案第5号、令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,157万2,000円とする内容でございます。

主な補正の内容の中の歳入でございますが、保険料が114万9,000円ということで、第1号被保険者の特別徴収保険料の増額の内容でございます。国庫支出金としまして124万9,000円でございます。介護給付費の国庫負担金及び調整交付金の増額の内容でございます。県支出金として62万5,000円、介護給付費の県の負担金の増額の内容でございます。繰入金としまして62万5,000円ということで、一般会計の繰入金の増額でございます。

歳出のほうでございますが、保険給付事務としまして499万7,000円でございます。介護予防のサービス給付費の実績の見込みの増に伴う増額の内容でございます。

以上、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号、令和5年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

最初に、収益的支出のほうでございますが、簡易水道事業費用としまして、補正額が150万円でございます。内訳としまして、営業費用の中の原水及び浄水費として100万円ちょうど、また、配水及び給水費のほうで50万円ちょうどでございます。理由でございますが、施設修繕費の執行によりまして、冬期間の緊急修繕に備えて増額するものでございます。

続きまして、資本的収支でございます。その中の資本的収入ですが、補正額のほうが196万1,000円でございます。国庫補助金のほうで同額の196万1,000円を見込んでおります。主な理由としましては、鳥取県水道施設耐震化補助金のほうを増額するものでございます。補助率のほうが3分の1でございます。

資本的支出のほうでございますが、補正額が674万3,000円でございます。内訳としまして、水道改良事業費のほうで110万円、また、無形固定資産の購入費としまして564万3,000円をお願いするものでございます。内容でございますが、多里の原水ポンプ等の緊急修繕及び水道施設の管理システムの構築を行うものでございます。水道の施設の管理システムのほうでございますが、必要額と予算残額が若干ある関係で、

今回の補正額の564万3,000円をお願いするものでございます。

以上、説明のほうは終わります。よろしくお願いします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を行います。

質疑は、47ページからの補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに行います。

初めに、48ページ、福祉保健課について質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 給付の件ですが、町長の説明の中に速やかにという、対策ですね、言われました中で気になっておるのは、給付スケジュールが、①子供の加算20名については2月の下旬、そして、あと、10万円の160世帯、25人、この2番、3番目が3月の下旬というのは、あまりにも速やかに対応して遅過ぎるんじゃないでしょうか。ほかの市ではもう2月の初めから、人口も日南町の10倍以上あるところでももう2月の下旬から、3月なんて書いてないんですよ。なぜこの160世帯とか、たったもカードとかで、いろんなシステム、いろいろ過去にもあると思うんですけど、理由は何でしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） システム改修のほうが必要でありまして、そういったことの背景の中で、若干3月とかいう形にならざるを得ないというふうに御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） システム改修、システム改修、実はこれ、金額によりますけど、たまたま今回1,800万円になるわけです。このシステム改修費がいつもかかるわけですね。今回も総額からいくと7%。それはね、5,000万、6,000万でも金額は同じかも分からないけども、あまりにもシステム改修、失礼な言い方ですけども、日南町、2,000世帯があって、160世帯、10分の1の方にすぐ給付しなければならぬいうのに、3月の下旬、3月の終わりですよ。極端なことを言いますよ。もう改修なんかせんと、手でやったらいいんじゃないでしょうか。そのほうが速やかにお渡しできるんじゃないでしょうか。一番最初に町長が言われた速やかにという言葉と相反すると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 議員おっしゃられますように、迅速にということと、速やかにということは担当課としても考えております。システム改修につきましても、スケジュールでは3月下旬としておりますが、国の仕様が固まり次第、早急に対応いただくようには依頼をしているところです。

議員おっしゃられますように、対象世帯からしますとシステム改修までの必要性はないのではないかということの御意見かと思えますけれど、やはり今回、住民税均等割のみの課税世帯というのが新たに対象として加わります。そういった方々に間違いなく対

象者を選別し、支給していくには、どうしてもちょっとシステムの改修のほうが必要だというふうに認識しております。御理解いただきまして、スケジュールのほうは最長といえますか、ここまでにはということで上げておりますけれど、早急に対応していきたいと考えておりますので、お願いします。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） 私、これだけじゃなしに、本当に何か事業やるときに、システム改修、システム改修、もう全ての課ですけども、本当にシステム改修、全部足し算したら億の単位になるんじゃないでしょうか。ただ、今回は先ほど新たにどうのこのいうことを言われましたけども、やはりこれについてはもう一度考えていただいて、後からでもシステム改修してもいいんじゃないかなと思うぐらい、160世帯でしょう。限定されとるわけでしょう。それともまだ想定なんでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど課長のほうからも申し上げましたけど、新しい区分というところの選択をしていかないといけないということと、当然、対象者というところがありますので、間違いのない給付っていうところをやっていかないといけないというふうに思っておりますので、できるだけ改修のほうも速やかにしていただきながら、確定した段階では、3月という予定を入れておりますけども、できる段階で早急な給付のほうに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） ここだけじゃないですけど、先ほど言いましたように、いろんなところでシステム改修、システム改修になるんですけども、何か本当にベースがあって、あとそこはある程度アレンジいうんですか、修正しながら、またチェックもできる。チェックしないと大変な情報網を、こうなるんでね、その辺をちょっと見とかならん。ただ、私が言いたいのは、今回に限り、これは早くお渡ししよう、給付しようというのがあるので、言いましたように、160世帯であつたら1週間もかからないんじゃないかと。お金が来なかったら駄目ですけども、国からの。その辺はやっぱりされたほうがいいんじゃないでしょうか。確かに今後のこともあって、後でも修正しても、間違いあつたらいけませんけども、私、この数字を見て思うたわけで、失礼な言い方ですけど、160世帯でこんなにかかると思いました。それよりも早く、一刻も早く給付されたほうがいいんじゃないかと。どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的に早く早急に給付っていうのは同じ考えだというふうに思ってますし、町としてもその方向性は持っておりますので、できるだけ正確な給付も必要だというふうに思っておりますので、ただ、全体的にデジタルに伴います改正につきましてはというところは、議員おっしゃられるところは分からないでもないというふうに思っておりますが、こういった時代でもありますし、正確性も、行政ですし、特に

重要な部分だというふうに認識しておりますので、その辺は早急な給付というところだというふうに思ってますので、そういう形のほうで努めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 先ほどの同僚議員の話に続いてでございますけれども、以前にもこのような給付のシステムの改修費というのは、対象者少ない中で非常に高額になってるということで申し上げたこともあるわけでございます。

ちなみに、12月にもこのような給付金、対象者は若干多かったんですけども、700世帯ということだったんですけども、このときにはシステム改修費というのは計上されておりました。このたび、確かに均等割のみの課税世帯という抽出の区分は違うにしても、なぜ今回必要になったか、やっぱりこれがちょっと理解ができないんですけども、その説明をお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 12月にも補正予算のほうで700世帯への7万円給付のほうの予算のほうの可決をいただいたところです。既に12月28日に支給をさせていただいたところであります。今、追加の給付を行っておるところですけれども、そこにつきましては、昨年の秋以降に3万円を給付された方に、同世帯に追加で給付するという形でしたので、追加のシステム改修のほうは行わず、職員のほうのチェックにおきまして、給付のほうを行いました。

今回につきましては、重ねてになりますけれども、対象者が新たになるというところ、全世帯の中でこういった均等割のみの課税世帯、また、扶養に取られている、取られていないといったさらなる条件もありますので、そういったところのチェックを漏れなく行うためにシステムの改修のほうを要求させていただいております。

議員おっしゃられますように、この改修費につきましてはの価格が本当に妥当なのかというところにつきましては、御意見いただいた後、私どものほうも業者との協議を行っております。今回、この業務のほうが12月末に国のほうから示されております。現在、仕様のほうも固まってきておりますので、正しい金額といいますか、不要なものにつきましては、確認の上、必要な額の委託料におきまして最短のシステム改修のほうを行っていきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） いずれにしても、どうでしょうかね、素人目に考えても、今持ってる課税データから特定の条件を加えて対象者を抽出するという単純な作業だと私は思います。こういう作業は、給付システムというシステムの中からデータを抽出して、エクセルか何かで確認をしていくということでも、非常に簡単なものじゃないのかなと思うわけです。内部的なことは詳しく分かりませんが、やはりそこら辺の事務の効率化ということも踏まえながら、あるいは将来的なところを見込むのであ

れば、給付システムには汎用性のあるもの、そういうものを事前につくっておくというのが重要なことじゃないのかなと思います。特にこのような形で国からの10分の10の補助ということで、国から来るお金だからいいよというような考えではなくて、ましてやこの中に事務費というの也被含まれておるわけでしょうから、その部分については、今回、補足的に書いてあります職員の皆さんの要は事務が増えるということで、人件費に充てるというようなこともできるわけです。やっぱりそこら辺りもしっかり考えていただきながら、国からの10分の10の補助の事業であっても取り組んでいただきたいと思いますけども、町長、そこら辺り、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、庁舎の中で、インターネットも含めてですが、デジタル化っていうところで進めさせていただいておるのが本町だけではなくて、全市町村だろうというふうに思ってます。その中で、どういしょうか、事務の効率、生産性を上げるっていう話もちろんあるんですけども、正確性というところも私は必要だろうというふうには思ってます。そうした中で、デジタルを活用するっていうのは当然のことだというふうに思っているというふうに思っていますが、そのありようという御意見だろうというふうに思ってます。そのためには、職員の技術的なところもっていうところも当然影響はあるというふうに思っておりますが、そこで一つのこと、今回のこともそうですけれども、なかなかそこまで手が回ってないっていうか、回れないっていうのが現状なのかなというふうに私は思っておりますので、国の補助金を使えばいいということではないというふうに議員はおっしゃいますけれども、その方向性ができるようだったら、あるいは技術的な向上というのはこれからも学びをしていかないとけないというのは当然のことだろうというふうに認識しておりますので、できるだけそういった効果的な運用っていうところも含めて、こういった形が取れるかということは、内部のほうでこれからも検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 確認ですが、国の資料を見ると、給付の対象になるところで、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により云々というようなことがありますして、今後、そういった新たに給付の対象になる方ということの割り出しにも今回のシステム改修で対応できるという、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 議員おっしゃられました定額減税の対象者等につきましては、今後、詳細のほうが示されてくるように聞いております。また、その対象、その選出方法につきましては、今回のものが使えるかにつきましては、今後の検討になるかと思ひます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） すみません。そうですね、定額減税のその中身自身がまだはっきり決まってないのでなかなか難しいのかもしれませんが、定額減税の開始される時期に新たな課税情報が判明して、住民税非課税世帯ですとか、あるいは均等割非課税世帯というふうになる方についても救済するというようなことを国の資料では書いてあるんですけども、そういった方に対しても、今回の新たに均等割非課税の方を割り出すというシステムは使えるというふうに考えていいんですかね。システム改修がまた必要だというふうなことになるんですかね。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 令和６年度の税が確定し、新たに非課税世帯になり、均等割世帯になるという方につきましても、同じように給付対象となるというふうには認識しております。その選別といいますか、抽出しまして給付できるようなシステムに今回のシステムが対応できるかにつきましても、先ほどちょっと申しましたが、今回のシステム改修自体の仕様がこれから示されるところもありますので、できればその対応もいただきたいというふうには要求したいと思いますが、ここで明確に対応できるというふうにちょっと御回答できませんので、申し訳ありません。

○議長（山本 芳昭君） ９番、近藤仁志議員。

○議員（９番 近藤 仁志君） すみません。それこそ確認ですが、このたび住民税均等割のみの課税世帯に対する給付金ということですが、この要件ですね、これは住民税均等割のみの要件をクリアしている方に給付されるということでしょうか。そのほか、それに付随した要件などはないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 基本は住民税均等割のみの世帯となりますが、住民税非課税と同様に、扶養に取られていらっしゃる方、課税世帯であったり、もちろん住民税均等割の世帯に扶養に取られていらっしゃる方も該当から外れるということには聞いております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、４９ページ、議案第５号、令和５年度日南町介護保険特別会計補正予算（第２号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、議案第６号、令和５年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第２号）の質疑を許します。

６番、岩崎昭男議員。

○議員（６番 岩崎 昭男君） 水道の施設管理システムでございます。５６４万３,０００円ということで上がっておるんですけども、この水道管理システムの電子台帳の導入というのはもう既に行っているのではないかと思うんですけども、今、電子台帳のシステム的には、ソフトウェア的にはもう稼働しておるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） このシステムにつきましては、令和４年度から事業のほう
は開始をさせていただいております。令和４年度から５か年計画ということで、システ
ムといたしましては、現在、令和４年度の方は既に稼働しておりますが、ただ、それは
一部の地域ということでして、その５年間で地区を均等に割っていきまして、最終的に
は令和８年度に事業完了を目指しているものでございます。

○議長（山本 芳昭君） ６番、岩崎昭男議員。

○議員（６番 岩崎 昭男君） 私、ちょっと言い方悪かったかもしれませんが、ソフ
トウェア的なものは既に入っておって、どちらかというと電子データを作成するがため
の今回の補正というふうに捉えればよろしいのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） おっしゃるとおりでございまして、もともとの全体のシス
テムは既に出来上がっておりますが、まだ全地域の管路、そういったものの電子化とい
うものを今後、年次的に進めていくものでございます。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） 同じページ、５０ページの上側なんですけども、多里原
水ポンプの緊急修繕、これは、先ほどのお話ですと、今、その必要が生じてるというん
じゃなくて、これから凍結などでそういうことがあればということだったと思うんです
が、特にこれは多里に限定してるというのはどういった意味合いなんでしょうか。ポン
プが修繕の可能性があるというのは、ほかの地域もあるような感じがするんですけれ
ども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 先ほど説明の中でもありました、一般的に修繕費につつま
しては、地域を特定せずに、これからの緊急修繕に備えるものということでございま
すが、こちらのほうに計上させていただいております多里のポンプに関しましては、経年
の劣化というようなことで、修繕といいますか、取替えのほうが必要ということで計上
のほうはさせていただいております。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） じゃあ今回のこの計上してる１１０万円については、も
う交換のために使うということが決まってるということですね。分かりました。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第６、議案第４号、令和５年度日南町一般会計補正予算（第８号）の討論を許し
ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号、令和5年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時20分からいたします。

午前10時09分休憩

午前10時20分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第9 議案第7号

○議長（山本 芳昭君） タブレット人事案件ファイルをお開きください。

日程第9、議案第7号、日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 7 号、日南町人権擁護委員候補者の推薦に当たり意見を求めることにつきましてでございますが、日南町人権擁護委員候補者として、令和 6 年 6 月 3 0 日任期満了となります安達俊夫の後任としまして、若月好を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

内容ですが、先ほど申し上げましたが、現在、日南町人権擁護委員の安達俊夫の任期ですけれども、令和 6 年 6 月 3 0 日で満了となります。日南町人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の御意見のほうを賜りたいということでございます。

氏名ですが、若月好、生年月日、昭和 3 6 年 1 0 月の 1 4 日、現在 6 2 歳でございます。住所が日南町福万来 1 5 0 7 番地 1 でございます。学歴のほうですけれども、昭和 5 5 年 3 月に鳥取県立根雨高等学校のほうを卒業、以後、民間企業等でお勤めをされております。現在ですが、平成の 2 5 年の 9 月から日南町清掃センターのほうでの勤務でございます。常勤ではなく、非常勤という雇用形態でございます。また、令和 2 年の 4 月からは日南町のほうの日南町会計年度任用職員のほうでお世話になっております。非常勤でございます。また、その他の経歴としましてですが、民生委員、主任児童委員ということの役を担っていただいております。現在も継続でございますが、連続して 7 期目のほうに入っております。また、鳥取県少年健全育成指導委員ということで、現在も継続中でございますが、2 期目ということで、今お世話になってる方でございます。

以上、説明のほうは、簡単でございますが、終わりたいというふうに思っております。どうぞ御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 9、議案第 7 号、日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 7 号は、原案による被推薦人を人権擁護委員として適任と回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり適任と回答することに決定しました。

日程第 10 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） 日程第 10、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されています議員派遣の件については、報告書フォルダーの議員派遣の件（今後の予定）のとおりです。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、議員派遣ファイルのとおり決定しました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。本臨時会に付議された案件は以上をもって全て議了しました。これをもって会議を閉じ、閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和 6 年第 1 回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会とします。御協力ありがとうございました。

午前 10 時 27 分閉会
